屋外広告物許可申請チェックリスト

長野市

		調　査　照　合　欄			
区域	用途地域等	一低 ・ 一中高 ・ 二中高 ・ 一住 ・ 二住 ・ 準住 ・ 近商 ・ 商業 ・ 準工 ・ 工 ・ 工専 ・ 市街化調整区域			
	その他	展望規制路線 ・ 特別規制地区 ・ 風致地区 ・ 地区計画 ・ 区画整理 ・ 市街地再開発 ・ 保安林 都市計画道路 ・ 都市計画公園 ・ 道路占用許可 ・ 水路占用許可			
	規制地域	第1種規制	第2種規制	第3種規制	第4種規制
設置する広告物の種類	許可の有無	□ 自己用10㎡以下		□ 自己用15㎡以上で許可必要	□ 自己用25㎡以上で許可必要
		□ 非自己用禁止		□ 非自己用許可必要	
	総表示面積	□ 10㎡以下	□ 10㎡×事業所数以下	□ 200㎡以下	□ 400㎡以下
	屋上広告物	□ 建築物一棟につき1個			
		□ 建築物から横にはみ出さない			
		□ 建築物高さの6/10以下	□ 建築物高さの6/10以下で5m以下	□ 建築物高さの6/10以下	□ 建築物高さの6/10以下で13m以下
		□ 最上階に設置しない		□ 地上高さ 20m以下	□ 地上高さ 40m以下
				□ 1面50㎡以下で合計150㎡以下	□ 1面100㎡以下で合計300㎡以下
	壁面広告物 （壁面1面当たり）	□ 窓面開口部をふさがないこと			
		□ 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと			
		□ 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ5㎡以下	□ 建築物の鉛直投影面積の4/10以下	□ 建築物の鉛直投影面積の4/10以下で50㎡以下	□ 建築物の鉛直投影面積の4/10以下で100㎡以下
	地上設置広告物 （1基当たり）	□ 高さ5m以下	□ 高さ10m以下	□ 高さ13m以下	
		□ 1面当たり5㎡以下	□ 1面当たり5㎡×事業所数以下かつ25㎡以下で、表示面積合計50㎡以下	□ 1面当たり25㎡以下で、表示面積合計50㎡以下	
	壁面袖看板	□ 建築物の壁面の上端を超えないこと			
		□ 道路上4.7m(歩道上は2.5m)以上			
		□ 壁面からの出幅1.5m以下			
		□ 道路上への出幅1m以下			
	照　明	□ 外側照明は下向き照射（やむを得ない場合はこの限りでない）			
	そ の 他	□ 反射光のある素材の使用不可			
		□ 動光、点滅、ネオンその他これに類するものの使用不可（第3種規制地域は市街化調整区域内の非自己用広告物のみ）			

			第2種規制	
1種2種の案内用広告物	規制地域	第1種規制	著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物	事業所等への案内用広告物
	条　件	□ 案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの		□ 施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの
	面　積	□ 1面当たり1㎡以下で合計2㎡以下×事業所数で総合計10㎡以下	□ 1面当たり0.5㎡以下で合計1㎡以下（展望規制路線では、1面2㎡以下、合計4㎡以下）×事業所数で総合計10㎡以下	□ 1面当たり0.5㎡以下で合計1㎡以下×事業所数で総合計10㎡以下
	高　さ	□ 地上からの高さ5m以下		
	色　彩	□ 地色の彩度8以下		
	材　質	□ 木または木質感		
	距　離	□ 案内する事業所までの距離が1km以内	□ 案内する事業所までの距離が1km以内（著名な地点は除く）	□ 案内する事業所等までの距離が100m以内
	個　数	□ 1事業所等について市の区域内に2個以内	□ 1地点又は1施設について市の区域内に2個以内	□ 1事業所等について、本通り等の入口に1個
	そ の 他	□ 反射光のある素材・動光・点滅照明・ネオンその他これに類するものの使用不可		

※ その他、特記事項

表示・設置基準	適合 ・ 不適合